



群労発基 0111 第 2 号
令和 4 年 1 月 11 日

群馬県火薬類保安協会長 殿

群馬労働局長
(公印省略)

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針
の一部を改正する件」の周知について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）について、事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、別紙 1 の新旧対照表のとおり指針の改正を行い、令和 4 年 1 月 1 日から適用されることとなりました。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別紙 2 の改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

事業場における労働者の健康の保持増進については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進対策を推進するため、昭和 63 年に指針を策定し、指針に沿った取組の普及を促進してきたところです。

令和 2 年 3 月には、指針の策定から 30 年以上が経過し、産業構造の変化や高齢化の一層の進展、働き方の変化等、日本の社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、事業場における健康保持増進対策がより推進されるよう必要